

◆再編方針に基づく対策の進捗状況について
(再編方針において概ね令和7年度までとするフェーズ1を実施目標とする施設)

資料 3

【令和3年度までに達成した施設】

再編№	施設名	今後の対応方針(再編方針フェーズ1)	
		方針	内容
(1)地域コミュニティ施設、(9)②地区連絡所			
8			
123	日置地区公民館(地区連絡所含む)	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。(R2年度中に移転予定。)
(2)学校教育施設及び子育て支援施設			
25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。 施設は譲渡等の方向で見直す。令和2年度末での廃止については、引き続き地元協議を行い、次年度の募集開始期限の 10 月末までに判断する。
(3)市民文化施設			
38	宮津会館	除却・廃止	耐震診断結果等による危険性から、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和2年度末をもって休止する。 休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討する。 大規模改修には多額の経費が見込まれるが改修しても長期間の使用が困難なこと、一方、利用頻度が著しく低く、人口に比して施設規模が過大であることから、本市が単独で再開し維持すること困難である。 宮津会館の機能の確保に向けた方策として、サウンディング調査等を行う。不調となった場合は廃止する。
(5)観光関連施設			
49	観光交流センター(立体駐車場)	継続使用	浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。(R2.4実施済)
54-1			
54-2	田井宮津ヨットハーバー	継続使用	海を活かした宮津市の活性化施設とするため、施設運用方法等を検討する。
54-3			
(6)産業系施設			
67	林業振興センター	譲渡	指定管理者へ現状のまま譲渡する方向で協議する。
(8)保健・福祉系施設			
94	デイサービスセンター松寿園	除却	社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。(R2.9議会で無償譲渡の議決)
97	高齢者ふれあい交流施設	譲渡	地域活性化に資する提案を条件とするプロポーザルによる民間譲渡を行う。京街道児童遊園の一体活用に向けて地元自治会と協議する。
102-1	養老地区公民館(せんごく)	用途転用	現在休止中。複合施設であり、施設全体の中で活用方法を検討する。
102-2	養老地区公民館(せんごく車庫)	譲渡	単独施設であり、現状のまま譲渡する方向で検討する。
(9)その他施設 ⑤公衆便所			
145	宝山共同便所	譲渡・貸付	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
(9)その他施設 ⑦消防関係			
188	日置分団上世屋地区支援隊車庫	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。
197	養老分団日ヶ谷地区支援隊車庫(厚垣)	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。
(9)その他施設 ⑩遊休施設			
199	旧宮津市公設市場	譲渡	H29.3末で公設市場の閉鎖。R2.2 に跡地の有効活用事業者を選定する公募型プロポーザルを実施し、R2.3 に現状のまま土地建物を有償譲渡した。
203	櫻山公園内公衆便所	除却	廃止施設のため、計画的に除却する。
204	旧前尾記念文庫	用途転用	H29.11末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、新耐震の建物であり継続使用が可能なことから、他の公共目的への用途転用を検討する。島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査に関連し、歴史資料館の移転先の一案とする。
212-1			
212-2	旧田井自然教育活用センター	譲渡	地域活性化に資する提案を条件とする公募型プロポーザルによる民間譲渡を行う。
212-3			
(10)児童遊園			
7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	他の施設に集約、公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。

23件

施設再編を達成した施設			
対応	再編内容	効果・課題	削減面積
機能移転	旧日置中学校校舎の一部(1階部分)を日置地区公民館(地区連絡所機能を含む)に改修し、R2.11に移転	・遊休施設の計画的な除却(現状有姿での売却も検討)	—
休止 ↓ 廃止	本市の財政状況や今後の児童数の推移、市街地における保育サービスの充足度などを踏まえ、現状のまま存続することは困難と判断し、R3.3末に休止→R5.3末に、地区児童数の減少及び施設の老朽化のため廃止	・財政健全化に向けた取組み(施設運営の見直し) → 一般財源削減額 ▲15,000千円 ・遊休施設の計画的な除却(現状有姿での売却も検討)	—
休止	耐震診断結果等による危険性から施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、R3.3末に休止	・財政健全化に向けた取組み(施設運営の見直し) → 一般財源削減額 ▲9,000千円 ・R2・3年度にサウンディング調査 → 民間による音楽ホール整備は困難 文化ホールを代替施設とする方針 ・R4・5年度にヒアリング調査 → 企業誘致の可能性を調査 道の駅周辺が賑わってくれば可能性あり	—
運営見直し	R2.4より24時間開業を実施、R2.8より料金体系の変更、R2.12より精算機等リニューアル	・運営見直しにより、利便性の向上及び料金収入の増加	—
貸付	公募型プロポーザルを実施し、R3.10より株にしがきに有償貸付し民間運営(10年間)	・施設使用料(10年間総額)63,200千円 ・民間によるBBQ施設、グランピング施設の整備	—
無償譲渡	R4.4.1に宮津地方森林組合へ無償譲渡	・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 453㎡
無償譲渡	R2.9に社会福祉法人北星会へ無償譲渡。	・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 535㎡
無償譲渡	公募型プロポーザルを実施し、鮮魚・地元野菜等の販売、パン・カフェ等の飲食の提案のあったサラヤ株式会社へR3.3に無償譲渡。(土地は売却)	・京街道グルメ館の開業(R4.12にパン販売、カフェ、R5.1に物販) ・土地売却収入 30,000千円 ・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 763㎡
用途変更	R4.3末でデイサービスセンターせんごくを廃止し、養老地区公民館として有効活用	・養老地区公民館としての活用	—
除却	使用実態なく地元合意のうえで、R4年度に市で除却	—	▲ 9㎡
無償譲渡	R2.3に土地所有者へ現状有姿で返還	・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 23㎡
無償譲渡	R2.7に土地所有者へ現状有姿で返還	・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 24㎡
売却	公募型プロポーザルを実施し、回転寿司・鮮魚販売の提案のあった金下建設株式会社へR2.3に売却	・R6.3に回転寿司金ば銀ばの開業 ・土地建物売却収入 20,550千円 ・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 530㎡
除却	使用実態なく、R4年度に市で除却	—	▲ 4㎡
用途変更	R3年度にワーケーション等の拠点施設として改修し、前尾記念クロスワークセンターMIYAZUとして、R4.5から供用開始(株FoundingBaseが指定管理)	・都市と地域の交流拠点となる施設整備	—
売却	公募型プロポーザルを実施し、オーベルジュ(宿泊施設を備えたレストラン)の提案のあったサラヤ株式会社へR3.7に売却	・オーベルジュの開業に向けて準備中 ・土地建物売却収入 20,550千円 ・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 296㎡
用途廃止	・R3.11に旭が丘自治会の同意を得て廃止(遊具撤去)	・跡地は地元自治会へ無償貸付	—

▲ 2,637㎡

【令和4年度に達成した施設】

再編No.	施設名	今後の対応方針(再編方針フェーズ1)	
		方針	内容
(1)地域コミュニティ施設、(9)その他施設 ②地区連絡所			
3			
118	上宮津地区公民館(地区連絡所含む)	譲渡・除却	旧上宮津小学校校舎へ機能移転する方向で協議する。
(9)その他尾施設 ③公共交通関係			
127	宮津ターミナルセンター	継続使用	駅舎内の空きスペース等の有効活用策を検討する。
(9)その他施設 ⑤公衆便所			
141	金引の滝便所	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要ことから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
(9)その他施設 ⑩遊休施設			
210-1			
210-2	旧上宮津小学校(校舎、倉庫、給食室)	用途転用貸付	H27.3で閉校、用途廃止。上宮津地区公民館の機能移転や、地域活性化目的での活用等で地元協議を進める。
210-3			
216-1			
216-2			
216-3	旧日置中学校(校舎、体育館、体育倉庫、倉庫)	休止・貸付 譲渡・除却	H26.3末で閉校、用途廃止。R2改修工事の上、日置地区公民館の機能移転を行い複合化する。 施設の空きスペースは、引き続き民間活用等を検討する。
216-4			
11件			

施設再編を達成した施設			
対応	再編内容	効果・課題	削減面積
機能移転	R4.9補正で実施設計の予算計上。旧上宮津学校校舎の管理棟を上宮津地区公民館(地区連絡所機能を含む)に改修し、R6.4に移転	・遊休施設の計画的な除却(現状有姿での売却も検討)	—
運営見直し	R4.9当初+補正で劣化状況調査及び長寿命化と符合環境改善に向けた実施設計の予算計上。R5・R6年度に改修工事(現在工事中)	・長寿命化対策の実施による駅の耐用年数の増加及び安全性の向上 ・符合環境改善による、利用者の満足度向上及び利用促進	—
無償譲渡	滝場自治会へR5.1に無償譲渡。京都府の補助事業を活用し、民間主体により改修し運営	・観光資源と連動した地元主体による地域資源の活用と継承 ・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 6㎡
用途変更	R4.9補正で実施設計の予算計上。旧上宮津学校校舎の管理棟を上宮津地区公民館(地区連絡所機能を含む)に改修し、R6.4に移転	・公民館の耐震化、シャワー室など避難所機能の向上、授乳室など子育て世帯の利便性向上 ・管理棟以外の空きスペースの利活用	—
用途変更	旧日置中学校校舎の一部(1階部分)を日置地区公民館(地区連絡所機能を含む)に改修し、R2.11に移転 体育館は文化財等の保管に、体育倉庫・倉庫は日置小学校が利用	・公民館活動及び地域コミュニティ活動の拠点機能の充実(避難所機能を併設し防災機能も充実) ・校舎2・3階部分の利活用	—
▲ 6㎡			

【令和5年度に達成した施設】

再編№.	施設名	今後の対応方針(再編方針フェーズ1)	
		方針	内容
(1)地域コミュニティ施設、(9)産業系施設			
13	上司共同集会所	譲渡	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
15	日置共同集会所		
63	上司共同作業所・農機具保管庫		
64	国分共同作業所		
65	日置農機具保管庫		
(8)保健・福祉系施設			
93	杉末老人憩の家	譲渡	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。
(9)その他施設 ⑤公衆便所			
143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
(9)その他施設 ⑥遊休施設			
198-1	旧宮津市職員互助会館	譲渡・貸付	R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。引続き先着順売却を進めるとともに、民間貸付も並行して検討する。
198-2			
198-3			
205	旧福祉センター	譲渡	H31.3末でささえあいセンターへ機能移転し施設閉鎖。現状のまま土地建物を有償譲渡することとし、R2年度中に一般競争入札の実施を予定している。
211	田井宮津ヨットハーバー(水産加工販売施設)	用途転用	田井宮津ヨットハーバー建物内の施設であり現在休止中。今後の活用は、ヨットハーバー本体の活用計画の中で検討する。
(10)児童遊園			
11	新宮児童遊園	除却・譲渡等	他の施設に集約、公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。

14件

施設再編を達成した施設			
対応	再編内容	効果・課題	削減面積
用途廃止	ほとんど使用実態がなく、地元合意の上で用途廃止	・遊休施設の計画的な除却(現状有姿での売却も検討)	—
用途廃止	使用実態がなく、地元合意の上で用途廃止	・旧杉末老人憩の家は寛書に基づき地元負担で除却	—
用途廃止 ↓ 府中診療所へ統合	府中診療所への移動手段確保(R5.11から橋北移送サービスのサービスエリアを日置に拡大、通院に係る交通費の助成)や、府中診療所の駐車場拡大を実施した上で、R6.3末に日置診療所を廃止	・遊休施設の計画的な除却(現状有姿での売却も検討)	—
除却	これまでの海水浴客等へのマナー啓発を踏まえ、地元合意の上でR5年度に除却	—	▲ 45㎡
売却	総合的な移住・定住対策の下、居住用途に資する住宅建設の促進を図るため、最低売却価格を引き下げて入札を実施し、集合住宅を提案した株式会社不動産へR6.3に売却	・3年以内に居住用途に供すること ・土地建物売払収入 1,011千円 ・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 301㎡
売却	先着順公募により、京都府教科図書販売株へR5.7に売却	・土地建物売払収入 17,100千円 ・市の建物除却費に係る負担軽減	▲ 606㎡
用途転用	R5.4に用途廃止(設備撤去)した上で、ヨットハーバーを有償貸付する株にしがきへ追加貸付	・民間によるヨットハーバーの柔軟な活用	—
用途廃止	R5.7自治会同意を得て廃止(R5.8に遊具撤去)	・跡地活用は未定	—
▲ 952㎡			

【未達成の施設】

再編No.	施設名	今後の対応方針(再編方針フェーズ1)	
		方針	内容
自治会(又は隣組)が使用する共同集会所及び共同作業所、農機具保管庫			
14	国分共同集会所	譲渡	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
16	大島共同集会所		
60-1	杉末共同作業所(宮村)		
60-2	杉末共同作業所(宮村、油タンク上屋)		
61	杉末農機具保管庫(杉末)		
62	杉末農機具保管庫(宮村)		
66	大島共同作業所		
用途廃止する方針の公衆便所			
142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所(水洗化)があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。
146	文珠公民館横公衆便所	譲渡・除却	付近の天橋立ターミナルセンター、天橋立公園内にトイレがあること、水洗化済であるが洋式化等の改修費が必要であることから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
148	日置公衆便所	譲渡・除却	利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
150	亀ヶ丘児童遊園(便所)	譲渡・除却	児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。
自治会へ貸付している集会所			
17	城内集会所	譲渡	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
18	城東会館		
19	中津地区集会所		
20	木子自治会集会所		
21	岩ヶ鼻自治会集会所		
児童遊園			
1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約。公民連携など有効な活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。
2	亀ヶ丘児童遊園		
3	京街道児童遊園		
4	波路町児童遊園		
5	波路児童遊園		
6	間屋町児童遊園		
8	第2旭が丘児童遊園		
9	鳥が尾第1児童遊園		
10	天神児童遊園		
12	タヶ丘児童遊園		
13	岩ヶ鼻児童遊園		
運営見直し等を検討する施設			
22	学習の家	譲渡・除却	市街地で適切な代替施設を確保し機能移転する。 施設は有償譲渡等の方向で見直す。
24	福祉教育総合プラザ(にっこりあ)	継続使用	子育て支援の拠点施設として、遊具の定期的な更新等魅力向上に努めるとともに、有料化を検討する。
130	天橋立ターミナルセンター	継続使用	駅隣接の駐車場区画を有料化し、収益向上を図る。
131	天橋立駐車場	継続使用	利便性と収益の向上に努める。

未達成施設の実施状況

無償譲渡に向けて、新たに創設した施設譲渡負担金もセットで、地元協議を行う中、使用実態から用途廃止で合意した施設がある一方、継続使用を希望するものの施設所有のリスク等の課題も生じてきいところ。

除却または無償譲渡（継続使用を希望される場合は新たに創設した施設譲渡負担金もセットで）に向けて、地元協議を行う中、個別課題も生じてきているところ。

無償譲渡に向けて、地元協議を行う中、個別課題も生じてきているところ。

老朽化した遊具の撤去時期に合わせて、用途廃止などについて地元協議を進める。

個別に庁内検討を進める。

休廃止中の施設			
56	世屋高原家族旅行村(体験実習館しおぎり荘)	休止・貸付 譲渡・除却	令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、京都府や地元と話し合いを持ちながら世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。 ※R3.3末で指定管理を廃止（財政健全化に向けた取組み（施設管理の見直し）→ 一般財源削減額 ▲7,000千円）
70	竹資源管理センター 便所	譲渡	現貸付者に譲渡する方向で協議する。
117	旧宮津高等職業訓練校	譲渡・除却	ふるさと産品作業場の移転先を確保した後、現状のまま譲渡する方向で進める。（現貸付先へR2.4～R5.3を限度に有償貸付済）
134	旧清掃工場	用途転用 除却	R2.4に宮津与謝クリーンセンターへ機能移転する。跡地活用について地元協議を進める。
135	旧粗大ゴミ処理施設		
136	旧リサイクルセンター		
151	安寿の里もみじ公園(便所)	譲渡・除却	現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。
213	由良幼稚園	休止・貸付 譲渡・除却	休園中の施設。用途廃止後の活用について地元協議を進める。
216-5	旧日置中学校(便所)	休止・貸付 譲渡・除却	H26.3末で閉校、用途廃止。R2改修工事の上、日置地区公民館の機能移転を行い複合化する。施設の空きスペースは、引続き民間活用等を検討する。
219-1	旧養老中学校(校舎)	譲渡・貸付	H29.3末で閉校、用途廃止。地元合意の上、文部科学省による「未来につながるみんなの廃校プロジェクト」にエントリーし民間活用の提案を募集している。
219-2	旧養老中学校(倉庫1)	休止・貸付 譲渡・除却	
219-3	旧養老中学校(倉庫2)		
219-4	旧養老中学校(ボックス)		
庁舎移転を検討する施設			
109	宮津市役所(本館)	更新	耐震安全性を満たしておらず、老朽化も著しい。今後の庁舎のあり方を検討する庁内チームを設置し、PPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用などを検討するとともに、市民等と意見交換をしながら具体的な対応方針を早期に策定する。
110	宮津市役所(新館)		
111	宮津市役所(別館)		
島崎エリア関連施設			
1	みやづ歴史の館(中央公民館、共有スペース)	用途転用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」において他の市有施設との統合を検討する。民間活用が不調となった場合、他の公共目的も含め活用を検討する。
39	みやづ歴史の館(文化ホール)	用途転用 継続使用	音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用することとし、音響設備の見直しを検討する。
40	みやづ歴史の館(歴史資料館)	用途転用 継続使用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ施設の移転・廃止も含め今後のあり方を検討する。
43	市民体育館(体育館)	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、その式典等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。
59	シルバー人材センター事務所（旧ふれあい交流館）	継続使用 譲渡	島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行い、民間活用とする場合は民間譲渡し、事務所機能を移転する。
200	旧労働会館	除却	R1.10末で施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。
201	旧宮津市立図書館	除却	H29.11末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。

55件

跡地活用について、民間活用の可能性も含めて、庁内検討を進める。
令和5年度の庁舎基本構想等検討委員会からの答申「市庁舎をミッブルビル内に移転し、行政機能を集約することが望ましい。」を踏まえて、令和6年度に入って建物所有者等との協議を開始し、基本計画の策定に向け、庁舎基本構想等検討委員会での議論を再開しようとしているところ。
島崎・浜町ウォーターフロントエリアの活性化に向け、民間資金等を活用した事業化などに係る方針を固めていくため、活性化検討委員会を設置。R6.7.25に第1回委員会を開催し、島崎エリア（みやづ歴史の館と宮津会館等）は、公共施設としての利活用や民間誘致の方向性が概ね確認されたところ。